

四季彩のむら指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：四季彩のむら棚田地域振興協議会

1. 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称）

棚田地域の区域	棚田地域の名称
旧高鍋町地域	四季彩のむら棚田

2. 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

① 耕作放棄地の発生防止

- ・令和 11 年度まで現在の農用地面積 2.1ha を維持する。

② 農業及び保全活動の担い手の確保

- ・四季彩のむらと町の連携を強化し、新たな就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③ 生産性・付加価値の向上

- ・環境保全型農業を実践することで、作物の付加価値を高める。現在、特別栽培（化学農薬及び化学合成肥料の使用を慣行栽培の 5 割以上低減）の取組面積 78a のところ、そのうち 20a を有機栽培（栽培期間中 農薬・化学肥料不使用）に切り替える。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

- ・令和 11 年度まで、担い手への農地集積の促進により、米の作付面積 2.1ha を維持する。
- ・環境保全型農業で栽培した米を学校給食等に提供する。

② 良好な景観の維持・形成

- ・田畑の耕作や畔の草刈り、水路・農道等の維持管理を行うことにより、里山環境や棚田の景観を保全する。
- ・水田に緑肥を植栽するなどし、棚田地域の良好な景観を形成する。

③伝統文化の継承

・地域の小学生と四季彩のむらの住民、地域の農協青年部とで、機械を使わない田植えや稲刈り、掛け干しの体験会を毎年度開催する。

3. 計画期間

令和7年認定の月～令和12年3月

4. 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

I 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

(1)棚田等の保全

①耕作放棄地の発生防止

町単独補助金や多面的機能支払交付金を活用しながら、共同保全活動による農地の草刈りや水路・農道等の管理を行うことにより、地域のつながりを強め、耕作放棄地の発生を防止し、棚田等の保全を図る。

②農業及び保全活動の担い手の確保

認定農業者、農業法人等が連携し新たな担い手の掘り起こしを行うとともに、町、関係機関、四季彩のむらが協力し、耕作面積の拡大を目指す新たな農業者を受け入れることにより、指定棚田地域における将来の保全活動等の担い手となる中心的リーダーを育成し、農地の集積集約を推進していく。

③生産性・付加価値の向上

有機栽培や特別栽培を実践し、作物の付加価値を高める。化学農薬の低減により経費の削減を図るとともに、農作業の効率化・省力化を図り、生産性の向上につなげる。

(2)棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①農産物の供給の促進

担い手への農地集積を促進し、指定棚田地域での米の作付面積を維持する。また、指定棚田地域で生産された米をPRするため、町内の学校給食に提供するとともに、町の広報誌や町のホームページ、Facebookなどを活用し、広報活動に努める。

②良好な景観の維持・形成

地域の共同保全活動により、指定棚田地域の良好な里山環境や棚田の景観を維持し、次世代へ継承していく。

共同保全活動による棚田地域の環境維持に加え、水田に緑肥としてレンゲを植栽するなどし、良好な景観を形成していく。

③伝統文化の継承

四季彩のむらの住人が積極的に田植えや稲刈り等に参加し、地域の農協青年部や青少年との交流を行うことにより、地域コミュニティの強化を図り、伝統文化を次世代へ継承していく。

II 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記 I に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、四季彩のむら棚田地域振興協議会である。